

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 5 月 29 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2023

課題番号：18K12717

研究課題名（和文）旧権威主義地方の全国民主制への統合—アメリカ合衆国深南部州における政党制度の変容

研究課題名（英文）Problems of Democratic Consolidation in the American Deep South, 1976-1980

研究代表者

平松 彩子（Hiramatsu, Ayako）

東京大学・大学院総合文化研究科・准教授

研究者番号：00803884

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：1960年代の半ばから1972年にかけてのアメリカ合衆国南部地域における州民主党の規則改革について研究を進めた。南部白人の中でも、特にブラックベルトと呼ばれる農村部の富裕層を主要な支持基盤としていた州民主党が、黒人公民権運動の高まりに伴い、代議員選出のための開放的な規則への変更を受容した過程について明らかにした。アラバマ、ジョージア、サウスカロライナの三州の規則改革過程には大きな差異が存在し、特にアラバマでは改革と大統領選挙をめぐって州民主党が深く分裂したことがすでに判明していたが、違いを生んだ理由は連邦司法省が行なった黒人投票権保護のための介入に起源を求められることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

1960年代から70年代にかけてのアメリカ合衆国南部地域における民主化の過程について、これまで用いられることのなかった政党史料や司法省内部文書に基づき、政党規則改正を行なった時期や、改革をめぐる賛成および反対勢力の所在、また司法省の投票権保護のための介入の実態について、新たな事実が明らかになった。国家の行政介入、また政党の改革と変容の様相は、アメリカにおける民主化過程との特異性と今日まで続く政党制の特徴を物語っており、これを解明したことに学術的な意義がある。

研究成果の概要（英文）：The project examined the state-level compliance processes of Democratic Party's McGovern Fraser reform in Alabama, Georgia and South Carolina in the United States from 1968 to 1972. Of those three states, the PI had found that the reform process rendered Alabama's state Democratic Party splinter into two major factions, one of which launched a third-party presidential campaign for its renegade state governor, while Georgia and South Carolina accepted the reform mandates in relatively unified manners. Arguably, one of the reasons that created these starkly different political outcomes across the three states was the uneven, and highly selective, federal interventions the Justice Department made through litigations and administrative decisions for enforcing the voting rights of black southerners through the 1960s, before the party reform process started.

研究分野：政治学

キーワード：米国の南部民主党 マックガヴァン・フレーザー改革 投票権 民主化過程

1. 研究開始当初の背景

1968年末から1972年にかけて実施されたアメリカ合衆国の民主党規則改革(通称マックガヴァン・フレーザー改革)の南部州における受容過程を調査したところ、アラバマ、ジョージア、サウスカロライナの三州の間には大きな差異が存在したことが判明していた。すなわち、アラバマにおいては規則改革をめぐって州政党が大きく二分され、改革を早期に受容した派閥があった一方で、改革を受け入れず第三政党を通じて大統領選挙への出馬を行なった州知事ジョージ・ウォレスの勢力が存在した。他方、ジョージアとサウスカロライナの二州においては規則改革の受容をめぐって党内の対立はあったものの、大統領選挙に際して既存の民主党から離脱した第三政党が形成されるほどの深い分裂は存在していなかった。この差異が生じた理由を明らかにすることが、研究を進めていく中で新たな課題として浮上した。

2. 研究の目的

州民主党におけるマックガヴァン・フレーザー改革の受容過程が、南部の三州において異なる様相を見せたのは、民主化を通じて権力の座を追われる可能性の高かった旧体制派の白人の反動に何らかの理由で強弱が存在したからであろうと推定した。この反動を生み出す直接の原因となったのは、1950年代末からの連邦政府の司法省による投票権保護の介入であったと考えられるため、その実態について調査を進めた。それまで投票者資格の認定と登録は郡政府の登録官によって行われていたが、南部州地域においては人種や肌の色を理由として黒人市民の有権者登録が妨げられてきた。連邦の公民権法や投票権法の成立に伴い、投票権侵害の政府訴訟や、連邦政府からの有権者登録官の派遣などの、民主化のための介入が行われていた管轄区では、黒人有権者の政治参加が外在的な支援によって促され、旧体制派の白人は政府の公職を独占できなくなることを恐れた。有権者の数で劣勢となっても既存の民主党を地元および州政府の権力維持のために独占したいと考えていた旧来の州民主党幹部は、司法省の介入がなされたことを受けて、党代議員の選定過程を一般有権者に解放し民主化する改革に強く反対したのだと考えられる。

黒人市民の政治参加の促進が司法省の積極的な介入によって進められた州(アラバマ)では、旧来の白人民主党幹部は自らの権力基盤を維持するために政党改革に強く反対し、1968年選挙においては民主党から離反し第三政党を結成した。司法省の介入が少なく黒人市民の自発的な運動によって参加が広まった州(ジョージアおよびサウスカロライナ)では、前者と比べて白人民主党幹部の反対は強くなり、党改革は時間をかけて受容されていった。後者の二州において州民主党が分断されず、旧来の白人保守派と新たに政治参加を実現した黒人の連合が組み立てられたことにより、その後の二州から大統領選挙に出馬する政治家が誕生した。また州経済の発展も進んだ。

3. 研究の方法

アメリカ合衆国公文書館において入手した全国民主党の改革過程に関する文書、および地元新聞の報道記事に基づき調査を進め、政党改革に反対した党幹部を明らかにした。その上で、党改革の過程と、これに先立って実施されていた司法省の投票権法の執行に関する内部文書を対比することで研究を進めた。

司法省による投票権保護のための行政介入に、先行する公民権法のもとの執行との継続性が見られたことを示す証左として、地理情報ソフトウェアを用いて独自の地図を作成した。また司法省による訴訟や行政介入が積極的に行われなかったジョージア州南西部について、介入が進まなかった理由を内部文書に基づいて明らかにした。

4. 研究成果

投票権法の執行に関して既存の先行研究では、司法省の判断はリンドン・ジョンソン大統領の南部民主党議員への政治的な配慮により決められたと議論されてきた。しかしこのような先行研究の前提は必ずしも実態に則していない。投票権法の元での有権者登録官の派遣は、先行する連邦法の元ですでに司法省が実施していた、政府訴訟準備のための資料収集や捜査、現地の郡政府の役職者との内部交渉の実績など、省内の手続きを引き継いでおり、それに規定されていたことを、本研究は明らかにした。つまり、投票権法の執行は大統領の政治的判断ではなく、司法省の訴訟準備をめぐり手続きによって規定されており、多分に偶然の要素も含んでいた。

投票権法が近年、最高裁判所の判決を受けて形骸化が進んでいることを踏まえ、同法が万能であったとするアメリカ国内の論調に対して、実際の司法省の執行活動をつぶさに明らかにすることで、本研究は司法省の執行が全ての管轄区に及ぶものではなかったことと、執行の対象とな

った管轄区の選択には執行手続き上の理由があったことを論じている。

以上の司法省による投票権法執行について、英語論文の草稿にまとめ、研究期間の終了直後にアメリカの学術雑誌に投稿を行なった。現在その採択および査読結果の発表を待っている段階である。

本研究から得られた知見に基づき、公民権運動や投票権法、またひいてはこんにちのアメリカの選挙の置かれた状況について、以下の通りいくつかの考察が可能である。アメリカ合衆国の民主主義体制は、民主化からおおよそ60年程度の時間が経過した、比較的若い政治体制である。連邦政府による民主化のための介入は、投票権の侵害を是正しただけではなく、警察を含めた法執行機関が政治的自由を十分に保障していなかった状況において黒人市民の公民権を保護し自由な政治参加を可能にするために必要とされていた。しかし同時に連邦政府の介入により南部黒人の政治参加が拡大すると、保守派の白人の反動が生まれた。白人保守派の反動の強弱は、司法省の訴訟及び行政介入と連動しており、民主党の改革の過程に影響を与えた。

司法省による介入と黒人公民権運動の地理的拡大が、政党中央幹部の主導した改革の地方における受容過程にもたらした影響について、今後も研究図書原稿の執筆と修正を進めていく予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 平松 彩子	4. 巻 58
2. 論文標題 アメリカ政治における自由と参加 民主化後の政治代表	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 アメリカ研究	6. 最初と最後の頁 57～78
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11380/americanreview.58.0_57	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 平松彩子
2. 発表標題 旧権威主義地方の統合：投票権法成立後の米国深南部三州における有権者登録の執行と民主党制度改革
3. 学会等名 慶應義塾大学法学部政治学科『比較政治セミナー』（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 平松彩子
2. 発表標題 アメリカ合衆国司法省による投票権保護：南部地域に対する訴訟と登録官派遣の継続性 1957-1968年
3. 学会等名 科学研究費基盤研究（A）「現代アメリカにおける政治変動：政党再編と政策的収斂」研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 平松彩子
2. 発表標題 Democratization in the American South: Federal Enforcement of the Voting Rights Act.
3. 学会等名 2023年度 日本比較政治学会（第26回大会）自由論題A「政治思想と政党 歴史からの接近」
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 平松彩子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 22
3. 書名 『アメリカの政治』（岡山裕・西山隆行編、第4章「人種とエスニシティー」）	

1. 著者名 平松彩子	4. 発行年 2018年
2. 出版社 行路社	5. 総ページ数 17
3. 書名 『「1968年」再訪 「時代の転換期」の解剖』（藤本博編、第4章「アメリカ大統領候補指名制度の民主化 ローレンス・オブライアンによる民主党規則改革1968-1972年」）	

1. 著者名 平松彩子	4. 発行年 2024年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 22
3. 書名 『アメリカの政治 第2版』（岡山裕・西山隆行編、第4章「人種とエスニシティー」）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

平松彩子「民主化過程における国家の権力行使 アメリカ合衆国政府による南部地域への介入を事例として」第3回グローバル・スタディーズ・セミナー（東京大学グローバル・スタディーズ・イニシアティブ、共催：東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻研究集会）2024年1月12日

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------